

千葉競輪場広告募集要項

1. 千葉競輪場の概要

- (1)所在地 〒260-0045 千葉市中央区弁天4-1-1
- (2)所管課 千葉市経済農政局経済部公営事業事務所
TEL 043-251-7111
- (3)設置許可年月日 昭和24年8月30日 告示番号 商工省告示第11号
- (4)敷地面積 44,316.18㎡
- (5)観客収容人数 35,000人

2. 広告事業の概要

施設の使用に係る広告看板等の設置

3. 広告料

広告看板 1平方メートルにつき、月額1,620円

4. 広告掲出希望者の募集及び選定方法

平成19年3月1日から千葉競輪ホームページで募集。随時受付するものとし、応募数が広告掲載限度を超えた場合は、千葉競輪場広告掲載要領第6条の規定により掲載者を決定します。

5. 申込みから掲載までの流れ

- (1)千葉競輪場広告掲載申請書に必要事項を記入し、広告媒体の種類に応じた関係書類を添付し、原則として郵送で、千葉市公営事業事務所まで送付して下さい。
- (2)広告掲載の可否が決定し次第、広告掲載決定通知書(又は非掲載決定通知書)をお送りします。
- (3)広告料は、広告掲出までの当市が指定する日を納入期限として、納入通知書により納付して下さい。
- (4)指定する日までに、広告原稿(画像データ、放送素材等を含む)をご提出下さい。
- (5)必要に応じて広告内容及びデザイン等の審査及び協議があります。

6. 掲出内容の制限

次の各項に該当する場合、掲出を制限する場合があります。

- ・公の秩序または善良なる風俗を害するおそれがあると認められたとき

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条に規定する営業に該当するもの
- ・貸金業の規制等に関する法律第 2 条第 1 項に関する貸金業に関するもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人に関するもの
- ・他の者に不都合又は支障があると認められたとき
- ・施設、設備を損傷するおそれがあると認められたとき
- ・千葉市が行政目的のために利用することが決定したとき
- ・掲出利用申込内容に虚偽の記載があったとき又は承諾した広告内容と異なるとき
- ・所定の期日までに掲出料金が納入されないとき
- ・災害その他不可抗力によって、設備等が利用できなくなったとき
- ・広告物の破損等により、施設利用者等に危険を生じさせる恐れがあるとき
- ・施設等の管理及び運営上、やむを得ない事由が生じたとき
- ・施設管理者(千葉競輪場)の承諾なく、掲出権の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸したとき
- ・掲出、掲載をする広告として適切でないとして市長が判断するもの
- ・その他、千葉市広告掲載基準の趣意に反するもの

7 . 問い合わせ及び申込み先

千葉市経済農政局経済部公営事業事務所(千葉競輪場)

TEL 043(251)7111

FAX 043(255)9909

E-Mail koeijigyo.EAE@city.chiba.lg.jp

申込みにあたっては、下記の要領等を必ずお読み下さい。

- ・千葉市広告掲載要綱
- ・千葉市広告掲載基準
- ・千葉競輪場広告掲載取扱要領